

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

平成24年8月2日
北陸電力株式会社

当社は、本日(8月2日)、志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定¹(以下、「保安規定」)の変更認可を経済産業大臣に申請しましたので、お知らせします。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を受け、3月30日、原子力安全・保安院は、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係るフォールアウト²による原子力施設における資機材等の安全規制上の取扱いに関するガイドライン」を定めました。

今回の保安規定の変更認可申請は、このガイドラインに従い、フォールアウトに係る放射性物質の影響を考慮した放射性廃棄物でない廃棄物³の判断を行う廃棄物の範囲、判断方法およびその取扱い等について、保安規定に追加するものです。

今後、申請の内容について国の審査を受けることとなります。

以上

1 原子炉施設保安規定

原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。

2 フォールアウト

核実験、事故等により大気中に放出された放射性物質の降下物。

3 放射性廃棄物でない廃棄物

適切な汚染防止対策の取組みや管理された記録等により放射性物質の影響を受けていないことが確認されたものであり、再利用または一般の産業廃棄物として処分することができる。